

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

福島県報

目次

規則
 ○福島県災害救助法施行細則の一部を改正する規則 三三
 告示
 ○道路の供用を開始する件 三三
 公告
 ○特定小売商業施設の新設の届出について意見があった件 三三
 ○土地改良区の役員が就退任した旨届出があった件 三七
 ○農用地保全施設等の管理規程の変更を認可した件 三七
 雑報
 ○福島県市町村職員共済組合の決算を公告する件 三六

規 則

福島県災害救助法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年七月二十三日

福島県知事 内堀雅雄

福島県規則第十一号

福島県災害救助法施行細則の一部を改正する規則

福島県災害救助法施行細則（昭和三十五年福島県規則第四十九号）の一部を次のように改正する。

第一条中「昭和二十二年政令第二百二十五号」の下に「。以下「令」という。」を加える。

第五条中「災害救助法施行令」を「令」に改める。

第十三条中「法第七条第五項」を「令第五条」に改める。

第十六条第三項中「市町村長」を「知事」に改める。

別表第二の一中「災害救助法施行令」を「令」に改め、同表の一の1の(一)中「二、

〇〇〇円」を「二、三、三〇〇円」に改め、同表の一の1の(二)中「一六、〇〇〇円」を「一六、二〇〇円」に改め、同表の一の1の(六)中「二五、九〇〇円」を「二六、九〇〇円」に改め、同表の一の1の(七)中「二四、五〇〇円」を「二五、四〇〇円」に改め、同表の一の1の(八)中「二四、五〇〇円」を「二五、四〇〇円」に改め、同表の二中「災害救助法施行令」を「令」に改める。
 第八号様式(裏)中「第31条」を「第32条」に改める。
 第十二号様式三頁中「都道府県知事」を「都道府県知事等」に、「収用するために」を「収用するため」に改める。

この規則は、公布の日から施行する。

(災害対策課)

告 示

福島県告示第七十三号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県南建設事務所で令和元年七月二十三日から二週間一般の縦覧に供する。
 令和元年七月二十三日

福島県知事 内堀雅雄

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日
県道黒磯棚倉線	東白川郡棚倉町大字富岡字富岡一六九番地先から 同 郡同 町大字棚倉字日向前 二〇三番一地先まで	令和元年七月二十三日

(道路計画課)

公 告

公告第七十号

福島県商業まちづくりの推進に関する条例（平成十七年福島県条例第百二十号。以下「条例」という。）第十三条第一項の規定により聴取した意見の概要及び同条第二項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を令和元年七月二十四日から同年八月二十四日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県東北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課、二本松市産業部商工課、福

島市市民情報室、郡山市産業観光部産業政策課、田村市産業部商工課、本宮市産業部商工観光課、川俣町産業課商工交流係、大玉村産業建設部産業課商工観光係、猪苗代町商工観光課、三春町産業課、浪江町産業振興課及び葛尾村地域振興課地域づくり推進係に備え置いて縦覧に供する。

令和元年七月二十三日

福島県知事 内堀 雅 雄

- 一 意見の対象となった特定小売商業施設の名称及び新設に係る土地の所在地
メガステージ二本松 二本松市冠木三九番ほか
- 二 条例第十三条第一項の規定により聴取した意見の概要
意見なし。(二本松市、福島市、郡山市、田村市、本宮市、川俣町、大玉村、猪苗代町、三春町、浪江町及び葛尾村)
- 三 条例第十三条第二項の規定により述べられた意見の概要
意見書の提出なし

(商業まちづくり課)

公告第七十一号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十七項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任し、及び就任した旨届出があった。

令和元年七月二十三日

福島県知事 内堀 雅 雄

土地改良区の名称
会津東部土地改良区

退任した役員

役別 氏名

理事 二瓶 和馬

同 福原 英二

同 榊原 直男

同 笠井 武彦

同 板橋 幸藏

同 渡邊 友衛

同 鈴木 嘉一郎

同 小原 啓三

同 高畑 孝

同 鈴木 芳

同 穴澤 勇治

同 伊藤 富士江

同 稲垣 忠俊

同 原 順一

同 監事

住所

会津若松市河東町浅山字浅野二〇二番地

同 市河東町広野字北高野一番地

同 河沼郡湯川村大字湊字村中甲一五二番地

同 会津若松市中央三丁目九番一〇一五〇一号サンデュエル会津中央通り

同 市河東町金田字塩庭一一番地

同 市河東町熊野堂字村内三〇番地

同 市河東町大田原字堂島一八一番地

同 市一箕町大字鶴賀字船ヶ森二五番地

同 市河東町倉橋字榎木一五三番地

同 河沼郡湯川村大字湊字道北乙一五番地

同 会津若松市河東町広田字六丁二二〇番地

同 市河東町郡山字金道二六番地

同 市河東町福島字島原四四番地

同 市河東町代田字大坪四一番地

同 鈴木 光雄 河沼郡湯川村大字湊字道北乙一四番地

同 吉田 亘 会津若松市河東町東長原字長谷地九六番地

就任した役員

役別 氏名

理事 榊原 直男

同 高畑 孝

同 伊藤 富士江

同 穴澤 勇治

同 鈴木 芳

同 笠井 武彦

同 外池 勝馬

同 鈴木 正喜

同 上林 久雄

同 渡邊 市雄

同 平塚 与八

同 伊海田 芳弘

同 佐藤 久智

同 佐藤 雅美

同 原 順一

同 石村 善一

同 監事

同 外池 勝馬

同 鈴木 正喜

同 上林 久雄

同 渡邊 市雄

同 平塚 与八

同 伊海田 芳弘

同 佐藤 久智

同 佐藤 雅美

同 原 順一

同 石村 善一

同 監事

同 外池 勝馬

同 鈴木 正喜

同 上林 久雄

同 渡邊 市雄

同 平塚 与八

同 伊海田 芳弘

同 佐藤 久智

同 佐藤 雅美

同 原 順一

同 石村 善一

同 監事

住所

河沼郡湯川村大字湊字村中甲一五二番地

同 会津若松市河東町倉橋字榎木一五三番地

同 市河東町郡山字金道二六番地

同 市河東町広田字六丁二二〇番地

同 河沼郡湯川村大字湊字道北乙一五番地

同 会津若松市中央三丁目九番一〇一五〇一号サンデュエル会津中央通り

同 市河東町浅山字浅野一四五番地

同 市河東町大田原字堂島一四五番地

同 市河東町浅山字古寄一三番地

同 市河東町熊野堂字櫓六三番地一

同 市高野町平塚九番地

同 市河東町福島字島原八八番地

同 市河東町広野字冬木沢二一八番地

同 市河東町東長原字原田八四番地

同 市河東町代田字大坪四一番地

同 市一箕町大字亀賀字郷之原三九一番地

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

(農村計画課)

公告第七十二号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第五十七条の二第三項の規定により、鮫川堰管理規程の変更について、令和元年七月十日次のとおり認可した。

令和元年七月二十三日

福島県知事 内堀 雅 雄

一 管理規程を定めた者の名称
鮫川堰土地改良区

二 管理規程の概要

1 取水に関する事項

頭首工管理責任者は、適正水位によりかんがい用水等の取水を行い、毎年五月一日から九月五日までのかんがい期間にあつては、頭首工から受益地に必要な水量を取水するものとする。

2 施設を操作するため必要な機械、器具等の点検及び整備に関する事項

頭首工管理責任者は、当該施設を操作するために必要な機械及び器具等を常に良好な状態に保つための点検及び整備を行わなければならない。

3 干ばつ、洪水時その他緊急事態における措置に関する事項

頭首工管理責任者は、洪水のおそれがあるときは、洪水警戒体制をとり、関係機関との連絡及び情報の収集を密接に行い、頭首工の操作に万全を期するものとする。干ばつ時には、頭首工の水位及び頭首工地点における取水状況を理事長に報告し、その指示により措置するものとする。

4 その他施設の管理に關し必要な事項

頭首工管理責任者は、頭首工管理日誌を備え、当該頭首工の管理に係る事項を記録し、管理日誌を理事長に提出し、その内容を報告しなければならない。

(農村計画課)

雑 報

福島県市町村職員共済組合理事長から福島県報への登載の依頼があつたので、次のとおり登載する。

令和元年七月二十三日

福島県知事 内 堀 雅 雄

福島県市町村職員共済組合公告

地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第五十二号)第二十二条第三項の規定により、平成三十年度の決算に係る貸借対照表及び損益計算書の要旨を次のとおり公告する。

令和元年七月二十三日

福島県市町村職員共済組合

理事長 立 谷 秀 清

福島県市町村職員共済組合公告

福島県市町村職員共済組合法第5条の規定に基づき、平成30年度決算の要旨を公告する。

令和元年6月25日

福島県市町村職員共済組合
理事長 立谷 秀 清

1 貸借対照表の要旨

(単位：千円)

経理区分	短期	厚生年金 保 険	退職等 年 金	経過の 長 期	退職等年金 預託金管理	経過の長期 預託金管理	業 務	保 健	宿 泊	貯 金	貸 付	
資 産	流動資産	3,633,895	168			9,234	1,524,584	671,816	938,221	529,425	903,308	100,764
	固定資産					2,995,000	2,995,180	231		1,900,612	23,952,231	4,882,767
	繰延資産											
資産合計	3,633,895	168	0	0	3,004,234	4,519,764	672,047	938,221	2,430,037	24,855,539	4,983,531	
負 債	流動負債	21,606	168					1,022	3,259	94,689	23,103,164	
	固定負債	990,685				3,004,234	4,519,764	183,086	28,263	412,293	38,278	4,223,878
	負債合計	1,012,291	168	0	0	3,004,234	4,519,764	184,108	31,522	506,982	23,141,442	4,223,878
資 本	資本剰余金									1,015,038		
	積立金											
	利益剰余金	2,621,604						487,939	906,699	908,017	1,714,097	759,653
	資本合計	2,621,604	0	0	0	0	0	487,939	906,699	1,923,055	1,714,097	759,653
負債・資本合計	3,633,895	168	0	0	3,004,234	4,519,764	672,047	938,221	2,430,037	24,855,539	4,983,531	

2 損益計算書の要旨

(単位：千円)

経理区分	短期	厚生年金 保 険	退職等 年 金	経過の 長 期	退職等年金 預託金管理	経過の長期 預託金管理	業 務	保 健	宿 泊	貯 金	貸 付	
収 入	負担金	6,597,160	18,435,854	962,208	206,603		265,006	208,362				
	掛金	6,698,548	11,623,440	962,198				202,729				
	施設収入・商品売上								542,458			
	利息及び配当金	497				9,234	33,045	94	117	220	273,565	1
	その他の収入	785,874						115,003	40,714	46,881	3,678	62,715
	他経理からの繰入金							53,115		70,000		
	前年度繰越支払準備金	952,740										
計	15,034,819	30,059,294	1,924,406	206,603	9,234	33,045	433,218	451,922	659,559	277,243	62,716	
支 出	給付	6,457,714										
	役職員給与						160,514	23,070		16,890	11,493	
	旅費・事務費						21,932	3,419	4,260	2,303	1,171	
	商品仕入								787			
	飲食材料費								121,595			
	委託費						4,302	8,603	29,326		98	
	支払利息					9,234	33,045				138,146	41,323
	連合会払込金	170,128										5,099
	負担金払込金		18,435,854	962,208	206,603							
	掛金払込金		11,623,440	962,198								
	事務費負担金払込金							117,679				
	連合会拠出金	483,323										
	老人保健拠出金											
	退職者給付拠出金	25,306										
	他経理への繰入金	53,115							70,000			
その他の支出	6,799,433						103,128	315,413	528,646	15,533	13,502	
次年度繰越支払準備金	990,685											
計	14,979,704	30,059,294	1,924,406	206,603	9,234	33,045	407,555	420,505	684,614	172,970	72,588	
差引当期利益金又は当期損失金(△)	55,115	0	0	0	0	0	25,663	31,417	△ 25,055	104,273	△ 9,872	